

熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関認定審査会
設置要綱

第1 目的

この要綱は、熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の適正かつ円滑な実施を図るため、熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要領第2の1（4）に規定する熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 県が実施する熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における指定医療機関の認定審査に関すること
- 2 その他熊本県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関し、必要と認められること

第3 組織

- 1 審査会は委員5人以内で組織する。
- 2 委員は肝がん・重度肝硬変治療に関して十分な経験と識見を有する者の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 年度の途中から委員になった者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

第4 会長

- 1 審査会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は、委員の任期による。

第5 審査の開催及び運営

- 1 審査会は、知事による意見聴取が行われた場合において、速やかに開催する。
- 2 1の規定により意見聴取された審査会は、あらかじめ提示された基準等に基づいて審査するものとする。
- 3 会長は、審査結果を知事に提出する。
- 4 別に定める場合においては、持ち回り審査により、審査会の開催に代えることができる。

第6 委員の服務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする

第7 庶務

審査会の庶務は、熊本県健康危機管理課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月12日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に委員となる者の任期は、平成31年3月31日に終わるものとする。